

小牧市地域協議会に関する条例の制定について

<地域協議会>

地域の「絆力」の低下や人口減少と少子高齢化の進行する中、住民が主体となり地域で支え合い助け合うための新しい仕組みとして、区（自治会）の垣根を超え、より広域で効率的・効果的に地域活動を展開する概ね小学校区単位のコミュニティ組織



▲学区防災訓練



▲高齢者の生活支援



▲下校児童の見守り



▲交流イベント（夏祭り等）

<地域協議会の設立状況>

全 16 小学校区のうち 10 小学校区で設立 ※11 月 25 日現在

番号	小学校区名（構成する区の数）、設立年月日
1	陶小学校区（3区）、平成26年3月2日
2	篠岡小学校区（5区）、平成27年4月5日
3	小牧原小学校区（12区）、平成28年4月24日
4	大城小学校区（8区）、平成29年6月25日
5	本庄小学校区（9区）、平成30年2月25日
6	味岡小学校区（10区）、平成30年3月24日
7	光ヶ丘小学校区（9区）、平成30年11月10日
8	小木小学校区（6区）、平成30年11月25日
9	桃ヶ丘小学校区（8区）、令和元年6月23日
10	小牧小学校区（15区）、令和元年10月26日

<条例制定の目的>

地域協議会の区域、構成員などの位置づけの明確化、認定制度の新設、市の支援等について定め、地域協議会の設立推進や継続した活動支援の根拠とする。

<条例制定の経緯>

平成30年4月～ 地域協議会推進市民会議で検討（7回開催）
 令和元年6月 パブリックコメント実施（30日間）
 令和元年12月 令和元年第4回定例会に上程
 令和2年4月 条例施行（予定）

<条例の主な内容>

- 1 条例の趣旨（第1条関係）
- 2 地域協議会を設置する区域（第2条関係）
- 3 地域協議会の構成員（第3条関係）
- 4 地域協議会の認定等（第4条及び第9条関係）
- 5 地域協議会の名称（第5条関係）
- 6 地域協議会が行う活動等（第6条及び第7条関係）
- 7 地域協議会に対する、財政支援、人的支援等（第8条関係）